

大網白里市ふるさと納税払い チョイスPay 加盟店募集要項

令和3年10月1日制定

令和4年 9月1日改定

大網白里市企画政策課

1 ふるさと納税払い チョイスPay導入の目的

ふるさと納税制度を活用したチョイスPay（地域限定の電子ポイント）を導入し、寄附者到大網白里市（以下「本市」という。）を訪れていただき、本市の魅力にふれる機会を創出するため、市内で食事や宿泊、レジャー、地場製品の販売などチョイスPayを利用できる事業者（以下、「加盟店」という。）を募集します。

2 ふるさと納税払い チョイスPayとは

ふるさと納税の返礼品の一つとして取扱う地域限定の電子ポイントであり、本市が定めた加盟店での食事や宿泊、レジャー、地場製品の買い物等に利用できます。事業者自身による利用券等の発行が不要なため、これまでふるさと納税の返礼品を取扱うことができなかった飲食店や物産店等が加盟店として参加することで、ふるさと納税制度を活用できるようになります。

3 寄附申込みから支払いまでの流れ

- ① 寄附者がふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」を通して、本市へ寄附
- ② お礼の品としてチョイスPayを希望した寄附者に対し、チョイスPayポイントを発行（決済完了後すぐに付与）
- ③ 本市から寄附者に対し、寄附金受領証明書を送付
- ④ 寄附者が本市を訪れた際に、加盟店が寄附者に対しサービス等を提供
- ⑤ 寄附者が加盟店に対し、チョイスPayポイントで対価を支払い
- ⑥ 加盟店から本市に対し、毎月月末締めめのチョイスPay取引金額を、締め日の10日後までに請求書で請求
- ⑦ 本市は、受け取った請求書の内容を確認し、適切と認められる場合は30日以内に加盟店に対し利用金額を支払い



4 加盟の要件

大網白里市ふるさと納税払い チョイスPay加盟店への登録は、加盟申込時点で次の各号の要件を全て満たす必要があります。

- (1) 各種法令規則等に従った生産・製造・販売等を行っていること。
- (2) 本市から課税されている全税目について、未納がないこと。
- (3) 本市内に店舗（飲食店、宿泊施設、体験施設、物品販売店、その他対象と認められる店舗）を有する法人及び団体若しくは個人事業主であること。
- (4) 「5 対象商品の要件」に定める対象商品・サービスを扱う店舗であること。また、同一店舗内で対象外の商品を販売・提供している場合は、チョイスPayの利用の可否（対象か否か）を明確に区分・表示し、運用できる店舗であること。
- (5) 代表者等が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」における暴力団の構成員等でないこと。
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）」第2条に定める営業店舗ではないこと。
- (7) 全国共通のサービスを提供する店舗（全国展開するフランチャイズの飲食店、地域に関連がないサービス）でないこと。
- (8) 処方箋薬局、ガソリンスタンドなど税法が関係する商品を取り扱う店舗ではないこと。
- (9) ポイントの利用状況の確認や、ポイントの取り消し処理に使用するタブレット端末、スマートフォン又はパソコン等を自前で手配できること。

※ ただし、上記の要件を全て満たしている場合でも、総合的に判断して、本市が加盟店として適当でないと認めた場合には、登録できません。

5 対象商品の要件

加盟店がチョイスPay使用取引の対象商品として扱う品は、次に示すいずれかの類型に該当する必要があります。

類型	説明
1	本市の区域内において生産されたものであること。
2	本市の区域内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
3	本市の区域内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。
4	本市の区域内において生産されたものであって、近隣の他の市区町村の区域内において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
5	地方団体の広報の目的で生産された本市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から本市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
6	前各号に該当する返礼品等と当該返礼品等との間に関連性のあるものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等が主要な部分を占めるものであること。
7	本市の区域内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が本市に相当程度関連性のあるものであること。

6 加盟登録申込方法

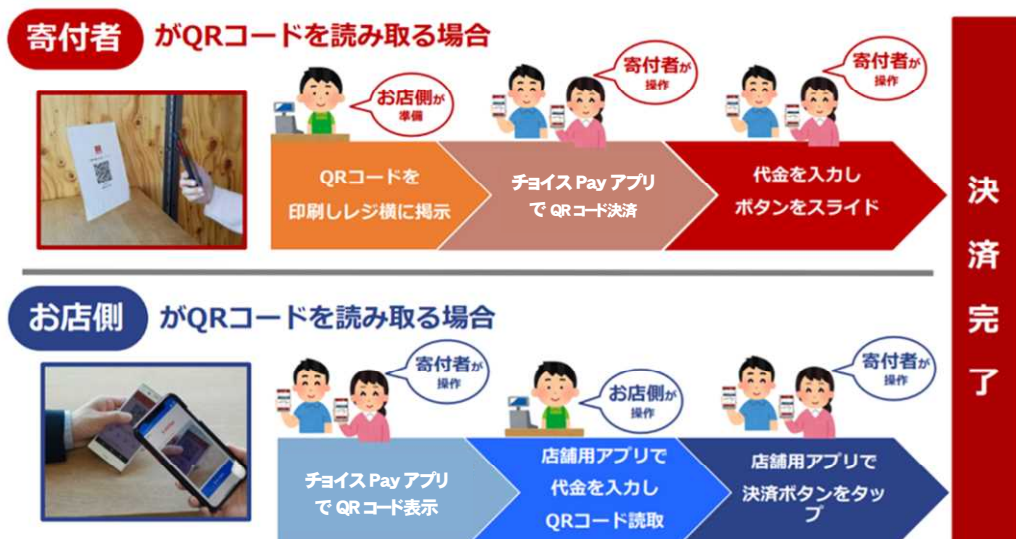
- (1) 提出先
大網白里市企画政策課
- (2) 提出方法
電子メール（furusato_nozei@city.oamishirasato.lg.jp 宛て）
※件名：チョイスPay加盟店登録申込【店舗名】
- (3) 提出書類

内容	様式等	備考
大網白里市ふるさと納税払い チョイス Pay 加盟店登録申込書	第1号	
大網白里市ふるさと納税払い チョイス Pay 事業者登録シート	第2号	
店舗写真	画像データ (2Mb 以内)	店舗や代表的な商品・サービスの写真を送付すること

- (4) 加盟要件の確認及び登録
提出された書類により加盟要件を審査し、加盟することが適当と認められる場合は加盟店として登録するとともに、30日以内に登録した店舗のアカウント情報をメール送信により通知する。
- (5) 留意事項
ア 「(3) 提出書類」は、登録を希望する店舗ごとに提出すること。
イ 申込関連書類は返却されないこと。
ウ 加盟店登録後は、本市が実施する本事業に関する会議、企画及び提案（意見交換会、アンケート、新規返礼品の追加、ポータルサイト掲載内容の変更、写真及び動画撮影・イベント参加等）に協力すること。

7 チョイスPayの利用方法

- (1) 寄附者がチョイスPayポイントの利用を希望した場合、加盟店は次のいずれかの方法により決済を実施すること。



- (2) チョイスPayのポイントが不足する場合は、現金又はその他の支払い方法で決済を実施すること。

※ お店側がQRコードを読み取る場合に必要なスマートフォンもしくはタブレット端末は加盟店で手配し、その通信費用は加盟店の負担となる。

8 加盟店の責務

加盟店は、次に定める事項を遵守してください。

- (1) 本市及び加盟店の相互協力により、本市のPRに取り組んでいることを常に意識するとともに、対象商品の品質について責任を負うこと。
- (2) 寄附者より対象商品に対するクレームがあった場合は、適切かつ誠実に対応するとともに、万が一対象商品が原因で寄附者に損害を与えた場合は、賠償の責任を負うこと（PL保険加入推奨）。
- (3) 対象商品の提供が困難となった場合や当初の申込内容が変更になる場合は、遅滞なく本市に連絡すること。
- (4) 申込内容に疑義が生じた場合において、本市が調査を必要と判断したときは、速やかにその情報を開示するとともに、本市から指示があった事項について適切に対応すること。
- (5) 加盟店登録に係る権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。
- (6) 本要項のほか、大網白里市ふるさと納税払い チョイスPay加盟店規約を遵守すること。

9 登録の取り消し

加盟店が次の各号に掲げる事由に該当すると認められる場合は、その登録を取り消します。

- (1) 加盟店が営業を終了したとき
- (2) 加盟要件に該当しなくなったとき
- (3) 虚偽の申請により加盟登録を受けたとき
- (4) 次項第4号の規定による調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき
- (5) 法令に違反するなど加盟店として適切でないと認められるとき

10 チョイスPayの精算について

- (1) 加盟店は、チョイスPay取引金額を毎月末日で締め、締め日の10日後までに請求書により本市に請求すること。
- (2) 前項の支払請求書の内容が適切と認められる場合は、請求日から30日以内に本市から加盟店に対し利用金額を支払う。

11 担当部署

大網白里市企画政策課 政策推進班

住 所：〒299-3292 大網白里市大網115番地2

電 話：0475-70-0317 FAX:0475-72-8454

メールアドレス：furusato_nozei@city.oamishirasato.lg.jp